

令和3年度学生支援センター

学生相談部門および障がい学生支援部門活動報告

学生支援センター 学生相談部門、障がい学生支援部門

いのうえ なほ まつもととも こ やまね はじめ やまなかともひさ いながき ごとうとも のぶ
井上菜穂 松本奉子 山根 創 山中智央 稲墻めぐみ 後藤知伸

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行により、大学生活が大きく様変わりしてしまった前年度に比べ、2021年度は一部対面授業が始まるなど従来の大学生活が再開し始めた。しかし感染状況によってオンライン授業へ切り替わったり、学部によってはオンライン中心で授業が行われたりしていた。またサークル活動や食事会の制限、国内および海外への移動制限などもあり、自由とは程遠い生活が続き、学生にもコロナ疲れが見られるようになってきた。多くの学生は、オンライン飲み会を開催したり、SNSを使って新たな友人関係を築いたりして、自分の置かれた状況下で環境に適応できるように工夫して生活していたが、一部の学生はその環境に適応できず、心身の不調を訴えるようになった。また2020年度入学生の中には、入学1年目のオンライン授業の影響から友人を作るタイミングを逃し、今年度に対面授業が開始された後もリアルな大学生活に適応できず、孤立感を感じて相談に来る学生もみられた。学生支援センターでも感染状況を見極めながら、対面でのカウンセリングとオンラインでのカウンセリングの両方で学生のサポートをおこなった。

2. 報告

(1) 相談・支援の状況

① なんでも相談件数

図1になんでも相談件数の推移とその内訳を示した。令和3年度のなんでも相談の全相談件数は1298件で、実人数は245名（地域学部52名、医学部37名、工学部76名、農学部75名、匿名希望5名）であった。近年相談件数の増加が顕著であり、今年度は昨年度の約1.2倍の増加率であった。今年度は例年に比べて、「①修学」「②進路」「⑥心身健康」についての相談が多かった。これらは例年も相談が多いカテゴリーではあるが、今年度はコロナ禍の影響を受けていると思われる相談がみられるようになった。新しい生活様式に馴染めずに心身健康を保てなくなったり、対面授業を再開していく中で適応ができなかったりして、修学相談につながる学生もみられた。「オンライン中心だったために家にひきこもってしまっている」「対面授業が始まったが、友達を作ることができない」と心配した保護者からの電話相談もみられた。また、自分とむきあう時間が多くあったことから、「本当に自分が学びたかったのはこれではない」と考えるようになり、進路の見直しにつながる学生もいた。

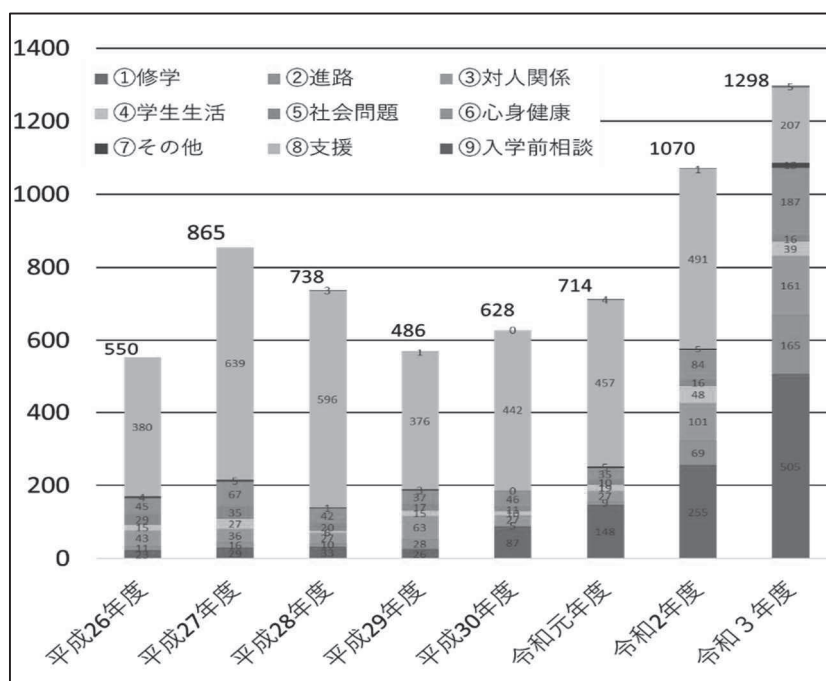


図1 なんでも相談の推移と内訳

②支援申請書提出

図2に支援申請書の提出学生数の推移を示した。令和3年度の支援申請書提出者数は153名（新規45名、継続108名）であった。これは全学生数の2.6%であり、全国平均の1.26%（日本学生支援機構，2022）に比べて非常に高い在籍率である。これにはいくつかの要因が考えられる。1つめは、支援申請書が学生や家族に周知されていることである。本学では支援申請書を入学案内書類に同封していること、鳥取大学広報誌「風紋」に同封して1年に1度は各家庭に配布していることから、学生や家庭が支援申請書を目にする機会が多く、それが提出のしやすさにつながっていると推測できる。2つめは、教職員に支援申請書が周知されていることである。2016年に障害者差別解消法が施行され数年がたち、教職員にも本学の支援体制が周知されるようになった。近年では授業において困り感がみられた学生に対して、教員から勧められての来室や教員と一緒に来室するケースも増えてきており、教職員の理解が深まったことでの支援申請書数の増加につながっていると考えられる。3つめは本センターの障がい学生支援部門がなんでも相談と一体化した体制になっていることである。最初の窓口が1つであることから、なんでも相談から支援申請書の提出へとスムーズに結びついていくケースが多いことも、本学の特徴であるといえる。

図3に提出学生の障がい種の内訳を示した。発達障がい36%、病弱・虚弱27%、精神障がい19%であり、身体障がいは6%（肢体不自由2%、聴覚障がい2%、視覚障がい2%）であった。日本学生支援機構（2022）で示されている2021年度全国平均では、精神障がい31%、発達障がい29%、病弱・虚弱18%、身体障がい16%（肢体不自由6%、聴覚障がい7%、視覚障がい3%）であり、本学は発達障がいの学生が多く、身体障がいが少ないこと

がわかる。この傾向は数年続いていることから、いわゆる目に見えにくい障がいをもった学生は今後も増加してくると予測されるため、一層の対策が必要であると考えられる。

本学の近年の傾向では、病弱・虚弱の申請が増加している。慢性呼吸器疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患などの疾患をもちながら入学する学生の増加もみられるが、在学後に発症するケースも少なくない。それに加えて、コロナ後遺症での申請もでてきている。オンライン授業や欠席扱いの検討など、今後の検討課題であると考えられる。

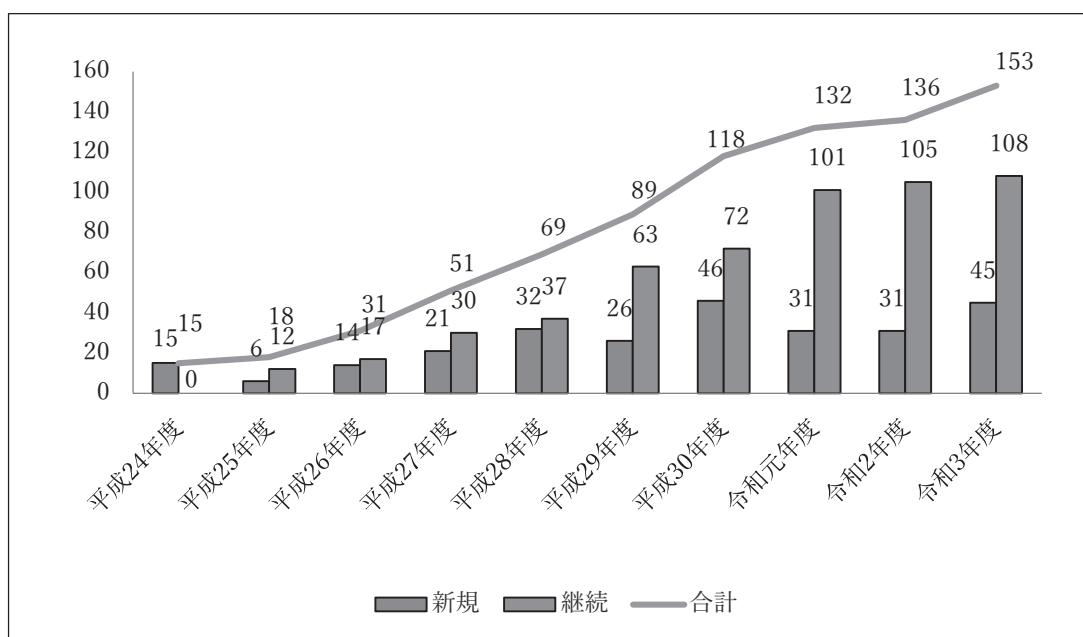


図2 支援申請書提出者数の推移

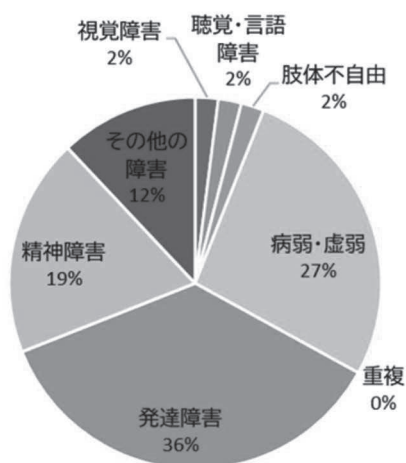


図3 支援申請書提出者の内訳

(2) 障害学生支援に関する活動

①教職員のためのガイド

2013年6月に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016年4月に施行された。この法律では、障がい者への「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が明示され、各国立大学法人においては対応要領の策定、合理的配慮の提供が義務づけられ、本学においてもポリシーを掲げ、対応要領に基づき合理的配慮の提供をおこなってきた。

本学では教職員のガイドラインとして「教職員のためのガイド」を5年前に作成していたが、このたび改訂し、2022年3月に「教職員のための障がい学生支援鳥大編」を発行した。

②障がい学生への防災体制整備

令和元年度から令和3年度まで障がい学生への防災体制整備に着手し、身体障がい、発達障がい、精神障がいの学生の避難訓練の実施をおこない、個別支援計画の作成とそれに基づいた避難訓練を実施、さらには避難後計画の作成をおこなった。また「教職員のためのガイド鳥大編」にも各障がい別の震災対応を組み込むことで、学内の障がい学生支援体制構築のためのベースを構築した。

③サポートマークの作成

本学では多くの目に見えにくい障がいや疾患を抱える学生が在籍しているが、教職員からは「困っているかどうかの状況の把握が難しい」という声が聞かれ、当事者からは「助けて貰いたいと言いつらい」という声が上がっており、課題となっていた。近年では援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲に知らせることができるマークとして「ヘルプマーク」が広まってきているが、本学においてヘルプマークをつけている学生を見かけることは少ない。当事者学生からは「存在は知っているが、周囲の反応が気になってつけることができない」「マークをつけることで色々な人に自分が障がい者であることを知られることに抵抗がある」という意見がきかれる。そこで、学生支援センターでは困り感のある当事者からのSOS発信ではなく、周囲の人たちが意思表示を示すことができるように本学独自のマークを作成することを企画し、教職員および学生たちの投票によって鳥大独自のマークを決定して、「サポートマーク」と命名してグッズ制作をおこなった(図4)。学内にサポート活動(「サポ活」)を啓発するポスターを掲示したり(図5)、教職員にはメールでの周知もおこなった。今後はアプリを利用したサポ活へとつなげていくことを検討している。



図4 サポートマーク



図5 学内掲示したポスター

④2級アクセシビリティリーダー育成

本学では2017年より、アクセシビリティリーダー2級（AL2級）の育成をおこなっている。オンラインで講座を受講し、希望者は2級の試験を受験することができる。図6に講座受講者と合格者の推移を示した。令和3年度は講座受講が30名（学生21名、教職員9名）、AL2級合格者は10名（学生6名、教職員4名）であった。本学のAL2級取得は合計36名になった。

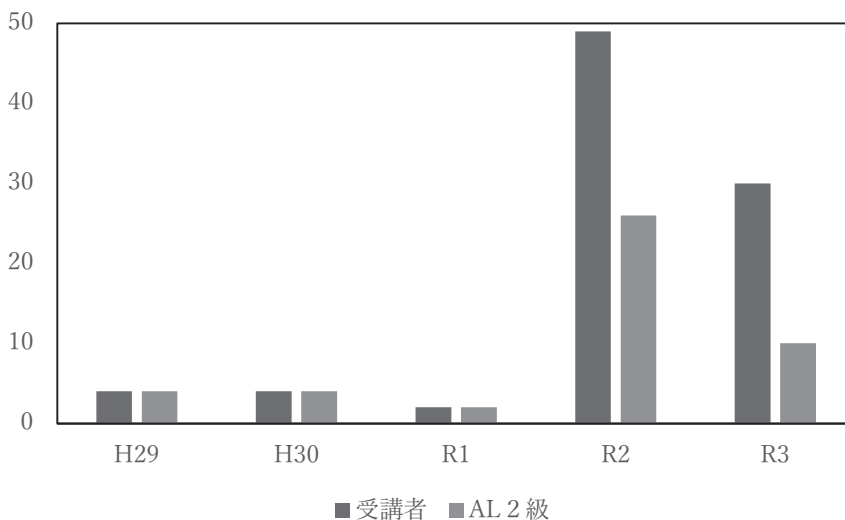


図6 AL2級講座受講者数と合格者数の推移

⑤学生支援ネットワーク活動

中四国を中心とした障がい学生支援の地域連携ネットワーク UE-Net (Universal design in Education- Network) での活動は例年と同様に、年 4 回の研究会をおこなった。鳥取県内の障がい学生支援ネットワークでは、「学生の多様性」をテーマに本学ダイバーシティキャンパス推進室の長谷順子コーディネーターに活動紹介をしていただき、参加校で意見交換をおこなった。

3. 今後の展望

新型コロナウイルスの収束から共存にむけて感染症対策も新たなフェーズに入り、私たちがコロナと共存するために、新たな大学生活の様式を築き、それに適応していかなければならない。新しいことに適応しにくい学生は少なからずいることが推測されるため、早期発見、早期相談につながる体制をつくることは必要であると考えられる。コロナ禍でオンラインでのやりとりは大きく発展した。学生相談においてもオンラインでの相談が導入されるようになり、一定の効果があることが認められるようになった。本学にも様々な特性のある学生が在籍しているため、各学生にあわせた相談形態が選べることは、カウンセリング効果もでやすいと考えられる。

障害者差別解消法が施行されてから 5 年、このたび見直しがおこなわれ、2021 年 6 月に改正障害者差別解消法が公布された。本学においても改めて学内体制の見直しの時期にきていると考えられる。まず増加の一途にある障がい学生対応のために、学生それぞれが抱える障がいの特性を把握し、自己理解と支援に対する理解を促す体制の充実が挙げられる。また、障がい学生対応を目的とした学外資源を利用できる都市部の大学とは状況が異なる本学においては、卒後にむけて学内でどこまでの支援をおこなっていくのかを精査し、オンラインを活用しながら県外の外部機関と連携したり業務委託をすることの検討も必要である。そのためにも、今後さらに県内ネットワークや中四国の大学ネットワークを活用しながら、他大学との連携を密にしていくことが重要であると考えられる。

4. 引用文献

日本学生支援機構 (2022) 令和 3 年度(2021 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告.